

「地域雇用開発助成金」の対象となる 「過疎等雇用改善地域」の指定地域が、 令和 3年 4月に変わりました。

1. 同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域） について

同意雇用開発促進地域（長崎県内）

	指定期間	構成市町	令和 2年10月以降の取扱い
平戸・松浦地域	R2.4.1～R5.3.31	平戸市、松浦市	R5.3.31まで対象地域
長崎・西海地域	R2.10.1～R5.9.30	長崎市、西海市 長与町、時津町	R5.9.30まで対象地域

2. 過疎等雇用改善地域（若年層・壮年層の流出が著しい地域）について

過疎等雇用改善地域（長崎県内）

R3.4.1～ R4.3.31までの 指定地域	長崎市（旧西彼杵郡伊王島町・旧同郡高島町・旧同郡野母崎町・旧同郡外海町の区域） 佐世保市（旧北松浦郡江迎町・旧同郡鹿町町・宇久島・寺島・高島・黒島の区域） 諫早市（旧北高来郡小長井町） 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市 五島市 西海市 雲仙市 南島原市 小値賀町（六島・野崎島・納島・小値賀島・黒島・大島・斑島の区域） 新上五島町
-------------------------------	--

令和 3年 4月 1日以降、諫早市（旧北高来郡小長井町）、五島市、雲仙市、南島原市、新上五島町に事業所の設置・整備を計画されている事業主の方は、過疎等雇用改善地域を対象とした地域雇用開発助成金を活用できるようになりました。

3. 特定有人国境離島等地域について

特定有人国境離島等地域（長崎県内）

市町（地域）	特定有人国境離島等地域を構成する離島
対馬市（対馬）	対馬、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島
壱岐市（壱岐島）	壱岐島、若宮島、原島、長島、大島
佐世保市（五島列島）	宇久島、寺島
小値賀町（五島列島）	六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島
新上五島町（五島列島）	中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島
五島市（五島列島）	奈留島、前島、久賀島、蕨小島、椀島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨ノ島
西海市（五島列島）	江島、平島

「地域雇用開発助成金」とは

地域雇用開発促進法第2条による雇用開発促進地域において、事業所の設置・整備（増設、機械・車両など動産の購入）や創業を行い、その地域に居住する求職者をハローワークの紹介などにより雇い入れた場合に助成金を支給する制度です。事業所の設置・整備を行う前に「計画書」を提出するなど、一定の支給要件があります。

※助成金の対象となる制度の概要など詳しくは、長崎労働局（職業対策課）又は管轄のハローワークへお問い合わせください。

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
長崎労働局職業対策課	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6F	095-801-0042
ハローワーク長崎	長崎市宝栄町4-25	095-862-8676
ハローワーク西海	西海市大瀬戸町瀬戸西浜郷412	0959-22-0033
ハローワーク佐世保	佐世保市稻荷町2-30	0956-88-2008
ハローワーク諫早	諫早市幸町4-8	0957-21-8629
ハローワーク大村	大村市松並1-213-9	0957-52-8609
ハローワーク島原	島原市片町633	0957-63-8609
ハローワーク江迎	佐世保市江迎町長坂182-4	0956-66-3131
ハローワーク五島	五島市福江町7-3	0959-72-3105
ハローワーク対馬	対馬市厳原町中村642-2	0920-52-8609
ハローワーク壱岐	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4	0920-47-0054